

協定区域	西区竹の台4丁目の一部（裏面 区域図参照）		認可・更新 年月日	認可 1995年8月8日
	面積	56,688.52 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新 2005年10月18日 更新 2015年10月16日 更新 2025年10月16日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2025年10月16日～2035年10月15日（10年）

協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の区画は、この協定締結時における区画とし、これを分割してはならない。
- (2) 建築物の用途は、1戸建個人専用住宅、又は診療所併用戸建個人住宅（獣医師法第17条に規定する飼育動物診療業務を行う診療所を併用するものを除く）とする。但し、次の建築物で竹の台4丁目地区建築協定運営委員会の承認が得られたものに限り、建築可能とする。
- ア 当該権利者が居住する健全な目的の個人事業で、1戸建個人専用住宅の外観を有し、住宅以外の用途の面積が30平方メートル以下であり、人や車両の出入りの少ない事務所兼用住宅。
- イ 当該権利者が居住する1戸建個人専用住宅の外観を有した、小規模な学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設の用途を兼ねた住宅。
- ウ 当該権利者が居住する1戸建個人専用住宅の外観を有した、小規模な美術品、工芸品を製作するアトリエ、又は工房の用途を兼ねた住宅。
- エ 当該権利者が居住する1戸建個人専用住宅の外観を有し、近隣住民の福祉に不可欠な非営利の小規模な福祉関係通所施設の用途を兼ねた住宅。
- オ 当該権利者が居住する1戸建個人専用住宅の外観を有した3名以下の下宿の用途を兼ねた住宅。
- カ 建築基準法による建築確認で認められた親子などが居住する2世帯住宅及び2戸1連棟住宅。
- (3) 建築物の敷地の地盤面の高さは、この協定締結時における当該敷地の地盤面の高さを超えてはならない。
- (4) 看板、広告塔その他これらに類するものは、当該権利者に係るもの、及び文化、政治、宗教等営利を目的としないものに限り、設置できるものとする。但し、その場合にあっても、必要最小限のものとし、周辺と調和するよう努めなければならない。
- (5) 敷地内は積極的に植栽を行い、緑化に努めるものとする。又、建築物、敷地、樹木の保守管理を励行し、常に周辺環境との調和に努めるものとする。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

*建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

*建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

*運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

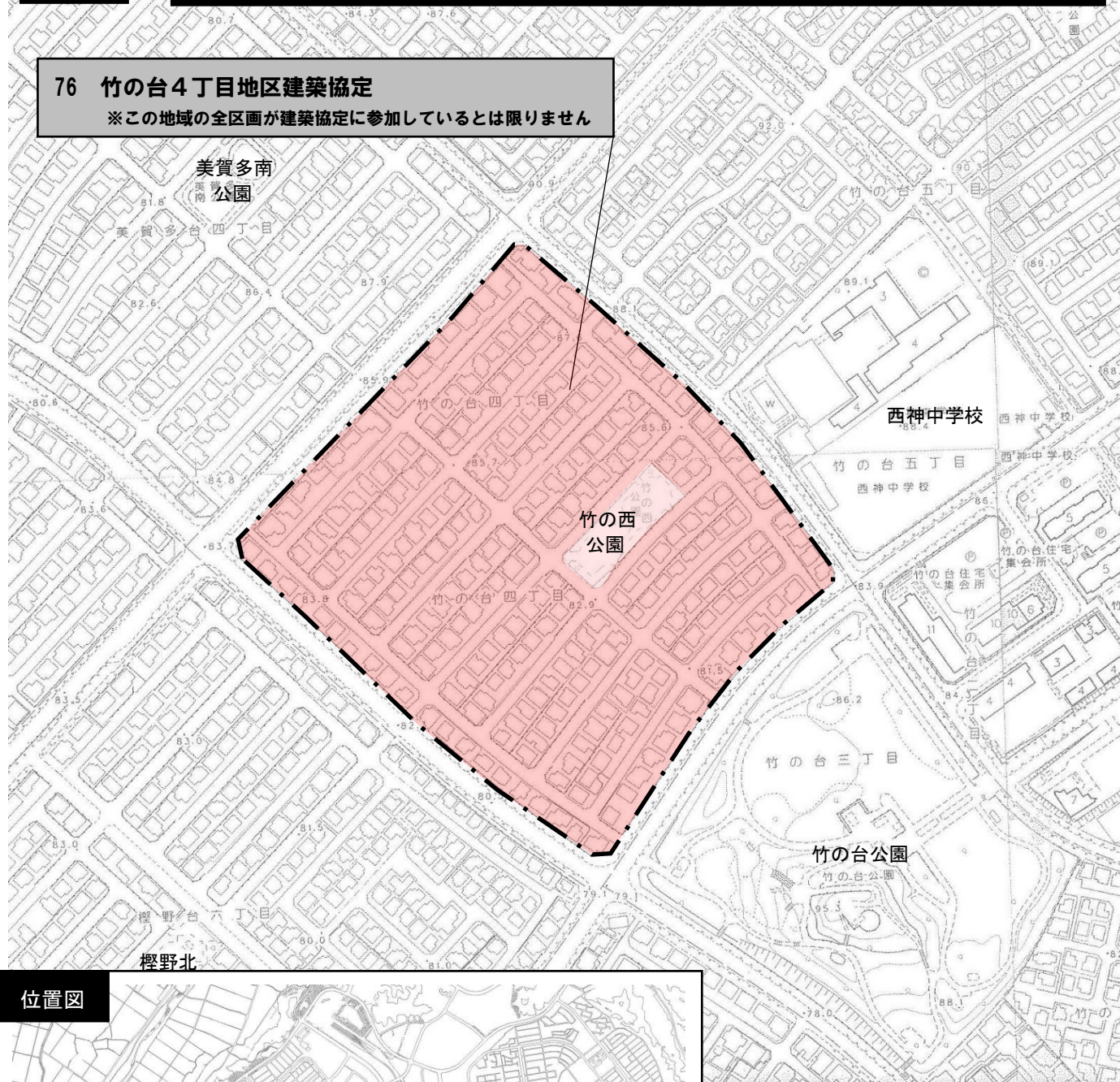
<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

76

竹の台4丁目地区

76 竹の台4丁目地区建築協定

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません



位置図

